

被災者支援システム Ver 4.01での変更点

1. 被災家屋（家屋）の表記を被災住家等（住家等）へ変更

被災者支援システムでは、Ver 3.00より被災家屋台帳等、一連の機能追加を行い内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいた被害状況の入力に対応しましたが、この内閣府の運用指針では家屋（被災家屋）ではなく「住家」との表記が使用されていますので、被災者支援システムにおいても「住家等」（被災住家等）の表記に統一しました。

例)

被災家屋台帳

被災住家等台帳

被災家屋証明書

被災住家等証明書（ユーザによる変更可）

家屋番号

住家等番号

〒602-0818 兵庫県西宮市六通寺町 1-0-3号	西宮 太郎 様
西宮 太郎 様 000019 号	
被災住家等証明書	
所有者住所	兵庫県西宮市六通寺町1-0-3号
所有者氏名	西宮 太郎
物件所在地	兵庫県西宮市六通寺町3-3-11番地
住家等番号	
建物用途	
災害名	平成7年1月17日 5時46分 阪神・淡路大震災
被害の状況 大規模半壊 (床上浸水 50cm)	備考
上記のとおり、相違ないことを証明する。	
平成 22 年 12 月 27 日	
西宮市長 西宮 太郎	